

長崎区連合町会の開設と展開

藤本 健太郎

はじめに

「旧幕府執政中ハ長崎奉行ノ直轄」¹ の地であった、長崎市中一円を対象とする代議機関の成立は、明治一三（一八八〇）年に開設された、長崎区連合町会（以降「連合町会」と略記する）までさかのぼることができる。

明治一一（一八七八）年七月二三日に公布された、地方三新法のうち「郡区町村編制法」（太政官布告第一七号）において「三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一区トナシ」³（第四条）に該当した長崎市中は区制施行の対象となつた。

これを受け、同年一〇月二八日には全八七か町から構成される長崎区が発足し⁴、勝山小学校舎内に長崎区役所が設置された。長崎区では官選の区長と区内六区域から一人ずつ公選された戸長が併存する形で事務が遂行されていた。

その後、連合町会の開設に至る直接の契機となつたのが、明治一三年四月八日公布の「区町村会法」（太政官布告第一八号）である。「区町村会法」は当時、全国各地で展開されていた自由民権運動などに代表される人民の不満を解消するための手段として、明治政府が区町村単位での代議機関の設置について大枠を規定した法令であった。

この中で区町村会は「其区町村ノ公共ニ関スル事件及ヒ其経費ノ支出徵収方法ヲ議定」（第一条）するものと定められた。松沢裕作氏によると区町村会は「公的な共通利害の領域」⁵の中で、関連する

事案や経費（協議費⁶）について審議する機関として、地方制度上に位置づけられたという。⁷

こうして、長崎区においては、区域を構成する八七か町を連合した代議機関として連合町会が開設された。連合町会は長崎区会（明治一五（一八八三）年）、長崎市会（明治二二（一八八九）年）、長崎市議会（昭和二二（一九四七）年）と三度の改組を経て、現在に至っている。

ここで、連合町会及び当時の議会制度史に関する論じた文献を掲げることで、先行研究を概観しておきたい。はじめに長崎市小学校職員会による『明治維新以後の長崎』では、連合町会の設立に至る根拠法令及び議員数を紹介するが、記述内容はわずかに留まる。⁸

次に長崎市を対象とした議会制度の沿革について述べた文献として、長崎市議会が平成二（一九九〇）年から平成九（一九九七）年にかけて刊行した『長崎市議会史』（全五巻）がある。同書は明治二二年の市制施行にともなう、長崎市議会開設以降の議事案件を詳述したものであるが、明治三二年以降の長崎市議会に関する事項を主な検討対象としていることもあって、連合町会については言及されていない。

他方、全国各地の区町村会に関する文献としては、主要なものとして大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』（日本経済評論社、一〇〇三年）がある。同書では明治一〇年代の地方都市における区町村単位での代議機関の検討事例として、東茨城郡・西茨城郡（現在の水戸市）と金沢区（現在の金沢市）に関する詳細な研究が行われている。⁹

また、自治体史においても個別に区町村会に関する検討が行われており（例えば『函館市史』、『横浜市史』、『神戸市史』など）、対

象地域における代議機関の成立の経緯が論じられている。

これら他都市の区町村会に関する研究成果と比較すると、長崎区の場合は連合町会を専論として扱つた研究が存在しないこともあって、長崎市議会の源流に位置付けられる代議機関がどのような経緯で開設、継承されて現在に至つたのかが明らかでない現状がある。

また、山中永之佑氏によると連合町会が開設されていた期間は、明治政府によって区町村会に議長・副議長の選出や規則・規約の議定などの面で一定の権限が付与されていた時期（明治一三年四月の「区町村会法」施行から明治一七年五月七日の同法改正まで）にあたり、区町村会を主な舞台として、人民の自治による行政運営が志向され、区町村内部での機構制度の再編などが（県令の裁定を要するなど一部、制約は付されていたものの）許容されていた。

そのため、連合町会が明治一三年に開設されてから、明治一五年にその役割が長崎区会に継承されるまでの経緯を明らかにすることは、単に明治一〇年代前半の長崎区内で起こっていた行財政上の課題を論じるに留まらず、長崎区及び長崎市における議会制度の展開について検討する上で、重要な意義を持つものと考えられる。

今後、連合町会について概要把握を進めると同時に、連合町会で取り扱われた議事の詳細を分析することは、当該時期の長崎区において、連合町会議員たちが新たに認められた人民自治に関する権限をどのように認識し、区政に反映させようと試みていたか、そして連合町会の議決が区政にどれほどの影響を及ぼしたかを考える上でも、必要な作業になるものと捉えられる。

本稿では、右に示した課題意識に基づいて「（二）連合町会の設置に至る経緯」を説明した上で「（二）連合町会の概要」として、連合町会の会期日程、議員とその選挙方法、議決の流れなどを明ら

かにする。

とりわけ、連合町会で審議された議事のうち、長崎区政に極めて重大な影響を与えたと考えられる三件の事案については、それぞれ「（三）長崎区連合町会規則及び長崎区会規則」、「（四）戸長廃止と区長による戸長職務兼理問題」、「（五）長崎区民規約」として立項し、議論の過程を関係する史料を用いながら分析する。

以上の内容構成に従つて、市制施行以前の長崎における議会制度の理解につなげることとしたいた。

（二）連合町会の設置に至る経緯

明治九（一八七六）年七月一八日、長崎県甲一〇六号布達において、県令北島秀朝は公選区会の開設に向け、議員選挙法、議事権限及び議事章程を定める考えを明らかにした。布達文中には「公撰区会ヲ起シ漸次県会ニ及ホス可ク」との文言があり、長崎県庁としては、住民による意思決定機関として、はじめに公選の区会を設け、県会の開設につなげようとする意図を持っていたことがわかる。

なお、明治六（一八七三）年以降、兵庫県や千葉県など一部の府県においては、神田孝平や柴原和といった県令の主導によって、それでぞれ「民会議事章程略」や「千葉県議事則」といった例規が策定されている。¹³長崎県における公選区会開設の動きも他府県の事例にならつた取り組みであった。

公選民会の開設が各府県で進められた理由としては、地租改正反対一揆の続発や自由民権運動の高揚によって、全国各地で地方民会の開設要求が提唱されたことが背景にあった。このことは長崎県においても例外ではなく、明治九年一月から長崎県域を拠点に刊行さ

れていた『西海新聞』では、編集人である西道仙らが中心となつて、早期の国会開設要求や公選区会開設を擁護する記事を紙面上に掲載していた。¹⁴長崎県を含む一部の府県では「民心の慰撫や上意下達機能を補填する」¹⁵方策の一つとして、公選民会の開設に向けた例規の作成が必要視されたのである。

しかしながら、大区小区制下の長崎県では西南戦争勃発にともなう非常対応や内国勧業博覧会の開催、さらにはコレラの流行による県令北島の病死に相次いで見舞われたこともあり、公選区会に関する諸例規の制定・布達が行われるには至らず、明治二年一〇月の「郡区町村編制法」による区制施行を迎えることになつた。

区制施行後の区町村会開設に関する特筆すべき動きとしては、明治一二（一八七九）年三月六日、北島の後任である内海忠勝によつて「町村会規則」（長崎県甲第三六号布達）が発令されたことが挙げられる。ただしこの「町村会」とは長崎区の場合、区内に六人いた戸長の受持区域ごとに「長崎区第一～六部町会」といった名称で、六部の町会を設置することを定めたものであつて、長崎区全域にわたる代議機関としての性格を有した組織ではなかつた。

「町村会規則」の施行を受けて長崎区では、町會議員の選挙が同年六月一六日に実施されたものの、六部のうち実際に町会の開設に至つた区域は、第四部（戸長：中島藤十郎、一一月二五日開会）¹⁷と第五部（戸長：大垣英太郎、一二月一三日開会）¹⁸の二つに留まつた。続く七月三一日には「町村連合会規則」（長崎県甲第一〇四号布達）が発令され、長崎区内の六部を連合した代議機関の開設が規則上で可能となつたものの、各部での町会を組織できない区域が存在する中、新規に連合町村会を組織することは困難であつた。

そのような状況下にあつて、一二月一五日、長崎区は戸長事務の

重複を避ける目的から、戸長の担当区域内にそれぞれ設置された六か所の戸長役所を、長崎区役所内に「長崎区戸長役所」として一括した上で、戸長ごとに事務を六部門に分掌して取り扱うことになつた。¹⁹戸長役所の統合により、既に開設していた第四部・第五部の町会も、その設置基盤を喪失し廃止となつた。

最終的には明治政府による「区町村会法」に基づいて、区町村会の規則が「其区町村ノ便宜ニ従ヒ之ヲ取設ケ、府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシ」（第二条）と定められたことによつて、明治一三年四月二八日には長崎県庁による「町村会規則」と「町村連合会規則」が取消しとなり（長崎県甲第六〇号布達）、以降の連合町会の開設と「長崎区連合町会規則」の制定へとつながつた。

（二）連合町会の概要

ア、関係史料の所在

明治一四（一八八二）年以降に開会された連合町会の議事については長崎歴史文化博物館に「連合町会日誌」（全一冊）が収蔵されており、これが連合町会の活動について知る上で基礎史料となる。表題にはいずれも末尾に「日誌」との名称が冠されているもの、実際の内容としては連合町会議員及び区長、戸長等の発言内容を詳細に記録した議事録に相当する。この他にも同館の収蔵史料には、明治一三年の連合町会に関する議員出席簿、傍聴記録、連合町会議員から提出された建議案、連合町会議員間で取り交わされた書簡など約一〇〇点があり、これらも連合町会の運営体制について論ずる上で重要な史料である。

また、明治一四年以前の議事については「連合町会日誌」の現存

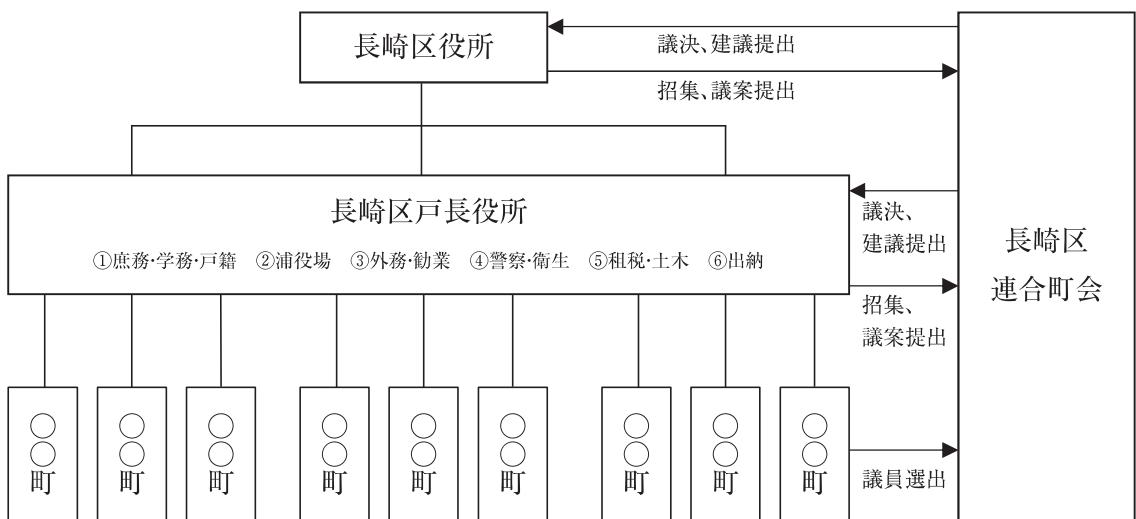
開会されている。明治一四年に入つて「長崎区連合町会規則」が改正されると、通常会の会期は毎年一回、四月のみの開催に変更された。²³しかしながら、この年に開会された⑤の通常会は区長による戸長職務兼理問題の影響を受けて、開会が大幅に遅延する結果となり、戸長の中島藤十郎が開会日冒頭に、連合町会議員一同に向けて、遅延の理由を説明する事態となつた。²⁴

通常会における審議内容の特徴としては「区町村会法」の規定に基づいて、長崎区役所の予算及び決算審査が議事の中心となつていたことが挙げられる。また、特筆すべきは会期の長さであり、②及び⑤は双方一〇〇日程度である。実際の議案審査に要した日数も②は一六日間、⑤は二九日間に及んだ。いずれも「長崎区連合町会規則」で定められた期間②は一五日間、⑤は二〇日間）を超過しており、会期の期限が間近に差し迫ると、連合町会議長から長崎県庁へ会期延長の届出が行われていた。これら会期日程の長期化は、主に七九人いた連合町会議員の出席数が定数に達せず、散会となる機会が多かつたことや、議案を提出する戸長側の事務の輻輳などの理由に起因していた。²⁵

続いて、臨時会については「戸長又ハ区長」の招集もしくは「議員三分一以上」による動議（第五章第二条）のいずれかの要件を満たすことによって開会される決まりとなっていた。連合町会における臨時会は五回とも「戸長又ハ区長」の招集によつて開会されており、基本として、臨時会は至急に議決を要する案件が発生した場合に、戸長若しくは区長の事務処理の都合に応じて開会される性格のものであつたといえる。²⁶

臨時会における審議内容の特徴としては、通常会と同じく長崎区一円を対象とした事項を多岐にわたつて審議していたものの、議案

【図一】長崎区概略図（明治一三年九月一二日時点）



数は一～三件程度と通常会に比して少数であり、会期についても④や⑦などは開会日に即日議決、閉会を迎えるなど短期間であった。

そして、全五回の臨時会のうち唯一、議事録等の詳細な記録を欠くものが、明治一三年六月一三日開会分(①)である。当該の連合町会について言及した史料としては『西海新聞』上に「長崎区連合町会ハ磨屋町薬師寺の宅(元中教院)に於て明十三日開会せらるゝ」、「長崎区連合町会ハ都合により議場を商法會議所に移せり²⁷」、「当区連合会ハ築町の商法會議所にて日今議員の撰挙法とかを議せらる」²⁸という三件の記事が掲載されるに留まる。そして①では七月二二日長崎区戸長役所名義で「長崎区連合町会規則」²⁹が制定されているが、現状ではこれ以上の情報を見出すことができていない。

以上の史料からは、少なくとも明治一三年六月一三日の開会日時点において、連合町会の規則や連合町會議員の選挙法が議定されておらず、ゆえに連合町會議員の選挙も実施できる環境になかつたことがわかる。

また、連合町会の副議長を務めた鶴野常蔵などは、②の通常会の閉会にともない、明治一三年一二月二四日に催された祝宴での挨拶として「本年四月ニ至リ始テ区町村会法ヲ定メラレタリ、本会ハ九月一二日ニ於テ之ヲ開キ」と述べ、六月一三日以降に開会されたとする①の臨時会について、一切の言及をしていない。

加えて、連合町会の議員出席簿には②の開会日にあたる九月一二日以前の日付を記した史料の所在が確認できず³⁰、『西海新聞』の記事以外に連合町会の開設を示す記録も現状では確認できない³¹。総合すると、①の臨時会は区長及び戸長が連合町会の開設に向けた準備の一環として実施した会議体を『西海新聞』が連合町会と称したことが考えられる。連合町會議員が一堂に会し、代議機関としての体

をなしたのは、②の開会日である明治一三年九月一二日以降の可能性があることを指摘しておきたい。

ウ、連合町會議員とその選挙方法

明治一三年の開設当初、連合町会の議員は区内八七か町のうち、居留地等の八か町を除いた七九か町から各一人が公選されていた。【表二】は同年九月時点での連合町會議員名を議員番号及び選出町名とともに掲げたものである。連合町會議員の出身母体としては、旧町乙名層(若杉政之助、徳岡範三郎など)、区戸長役所吏員経験者(香月薰平、松本孝平など)、商工業者(岩田清秋、森榮之、永見文太郎など)を中心に構成されていた。長崎区は幕府の開港都市であった性質上、区内に定住する士族出身者は「寡少」、農業者に至つては「全ク無シト云フモ可ナリ」といった状況で、いずれも商工業者に比して少数であった。

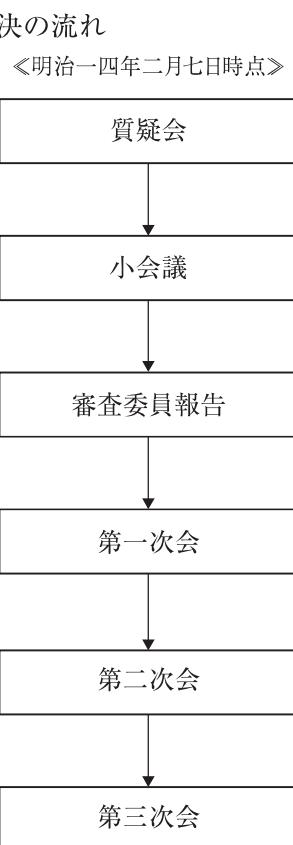
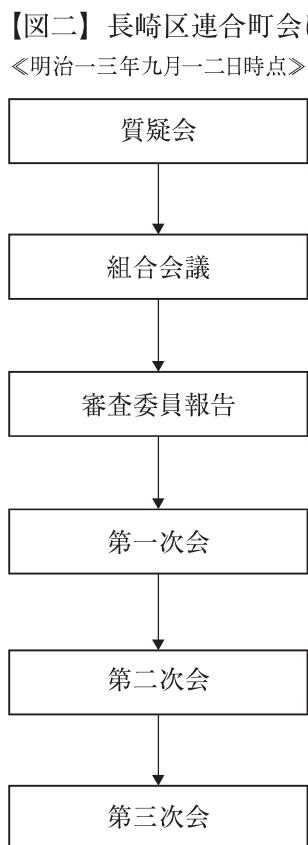
連合町會議員七九人の選出後に懸案となつたのが、低調な出席者数の問題であった。当初「長崎区連合町会規則」では議事が開催可能な出席定数を「三十名以上」(第四章第二条)と設定していたが、実際に開会したところ三〇人以上の出席者が確保できず、散会となる事態が発生したのである。³²

一〇月一八日に開会された連合町会では、副議長の岩田清秋が「長崎区連合町会規則」の出席定数に満たない日が数回発生している状況を述べて、出席定数の下限を二〇人以上に変更することを建議する有様であった。

連合町会では当時、会議時間を午前九時から午後三時までとしていたものの、連合町會議員中に商工業者が多く在籍する関係から、日中の時間帯が家業従事により、出席できない者が相次いだのであ

エ、議決の流れと審査委員・常置委員

連合町会において一件の議案を審議し、議決するまでの経過について【図二】を用いながら説明したい。明治一三年の連合町会開設にあたっては、議長及び副議長に加え、組合会の幹事及び副幹事という役職が選任されていた。³⁷組合会とは、連合町会議員による区長・戸長に対する議案内容の質問会が開催された後、七九人の連合町会議員が五組（甲、乙、丙、丁、戊）に分かれて議案ごとに審査を行つ



たものである。連合町会では各組での審査を経て、一組から一人ずつ選ばれた五人の審査委員が議案を審査し、議案に対する賛否の意見及び理由を付して、審査決案報告として表明する機会が設けられており、総会議の場で他の連合町会議員たちと質疑応答を行つていた。

総会議とは審査委員による審査決案報告のほか、第一次会から第三次会まで、三回の審査会から成り立つており、第一次会は議案の趣旨に関する討論、第二次会は議案の逐条審査及び討論、第三次会は議案全体の賛否に関する議決の確定を諮る場となっていた。なお、連合町会の場合は「長崎区連合町会議事細則」によつて、第一次会と第二次会は連続で審議することが可能であったものの、第二次会から第三次会までの間隔については、原則として二日間以上の日程を空ける規定となつていた。³⁸

これら議決方法についても明治一四年二月七日に議員定数が四〇人に削減されたこととともに「長崎区連合町会議事細則」の改正という形で変更が加えられた。

はじめに組合会議については、これを廃止し、代わりとして議長を除く全議員による小会議を組織し、その中から選ばれた五人の連合町会議員を審査委員とした。議員定数の削減により、連合町会議員を五組に区分して各組ごとの意見をすり合わせる手間が不要と判断されたのである。³⁹

加えて、総会議の第二次会と第三次会の日程間隔に関する事項も、至急を要する案件については規定の対象外となつた。同時に連合町会議員から提出された建議案及び修正案も議長裁量で議決手順の一部省略を可能とし、議長あるいは連合町会議員三人以上の請求による多数決をもつて、総会議での議案の審査会数を三回から一回に省

略することができる旨が条文に加えられるなど、議決に至る手続きの効率化や会期日程の浪費を避けるための制度設計が、連合町会の運営過程で徐々に進められていった。

統いて、連合町会は主な設置目的の一つとして、長崎区内における協議費の支出及び徴収に関する事項について、協議することと定められていたが、明治一四年二月の「長崎区連合町会規則」改正では、協議費の支出を円滑に遂行するために、新たに連合町會議員の中から常置委員五人が選任されることになった。

常置委員は「協議費ヲ以テ執行スル方法順序並ニ協議費ノ出納ニ係ル事件ハ常ニ其意見ヲ述ベ⁴¹」るものとされ、中でも特に重要な役割として、三〇〇円未満の臨時の協議費の支出に際しては、直後の連合町会での報告こそ必要とされたものの、常置委員の議決によって執行の可否を決定する権限が与えられていた。常置委員の設置以降、事前の臨時会の開催を経ることなく、迅速に三〇〇円未満の協議費を執行することが可能となつた。

また、常置委員のうち二人は常務員として、長崎区役所内に置かれていた長崎区戸長役所に常駐してこれらの事務を取り扱っていた。連合町會議員は通常、会議に出席した場合でも日当のみが支給され報酬は支払われない決まりであったが、常務員一人については、業務量が多く見込まれたこともあって、月一五円の手当が支給されるなどしており、その職務の重要性を窺い知ることができる。

(三) 長崎区連合町会規則及び長崎区会規則

連合町会の開設にあたり、明治一三年七月二二日に議定された「長崎区連合町会規則」は、五章（総則、職制、選挙法、議則、開閉）

三四条から構成されていた。現在、福岡市立総合図書館に収蔵されている「長崎区戸長役所関係史料」のうち「(仮)長崎区連合町会規則」と題された史料がこれに該当する。

この時点における「長崎区連合町会規則」の特徴としては、明治一年に公布された「府県会規則」との間で、文言が類似している箇所が複数存在している点が挙げられる。例えば「第四章 議則」の条文は、構成されている七条のうち六条が「府県会規則」と類似しており「府県会規則」を参考として「長崎区連合町会規則」が起草された様子を窺うことができる。⁴²

また、一〇〇年二七日の連合町会において戸長の中島藤十郎が「連合町会規則ハ未タ開会セサルノ前ニ一般人民ニ通達スルモノニシテ」と述べていることから鑑みると、(二) のイで論じたとおり、連合町會議員が選任されていない状況下で、区長や戸長の主導により「長崎区連合町会規則」の制定が進められたことが分かる。

「長崎区連合町会規則」については、明治一三年七月二二日の議定後、三度にわたって改正に関する議論が行われた。以下、それぞれの改正の内容と特徴を分析することにより、連合町會議員たちがどのように連合町会を運営しようとしていたのか検討したい。

ア、明治一三年通常会における規則改正

明治一三年九月一二日から開会された通常会では、連合町會議員の中から規則内容の改正を建議する動きが起つた。

規則の改正に関しては「本会諸規則ヲ改刪増補セント欲スル時ハ、本会議決ヲ以テ、県令ノ裁定ヲ請フヘシ⁴³」と定められており、県令の裁定を要するという制約が設けられていた。

それにもかかわらず「長崎区連合町会規則」の改正がたびたび建

議された理由には、一部の連合町会議員が議事進行の効率化を志向したことが背景にあつた。とりわけ、一〇月一八日の副議長岩田清秋による建議は、その傾向が顕著に表れた事例の一つであつた。

【史料一】『西海新聞』明治二三年一〇月二五日付記事（明治二三年一〇月一八日長崎区連合町会傍聴筆記、岩田清秋発言）

本員ガ現行規則ヲ改正スルノ建議案ヲ提出スルハ、本員ノ素心ニ非サレトモ、開場以来各員參集ノ実況ヲ察スルニ、満三十名ニ及ハサルヲ以テ、其日ノ會議ヲ開クヲ得サルモノ既ニ數回、隨テ会費モ亦日ニ増嵩スレバ、仮令素心ニ非スト雖トモ、其豈ニ已ムヲ得サルノ建議ヲ為サ、ルヲ得ンヤ（中略）、若シ依然トシテ規則ヲ改正セス尚ホ旧法ヲ循守セバ、今後ノ開会モ実ニ予期シ難ク会費ノ増嵩モ亦予測ス可カラス、尤モ本日ノ如ク各員相一致シテ不参アル「ナケレハ、本員ニ於テモ更ニ改正ヲ要望スルノ念ナケレドモ、從来ノ実況ニ依リ已ムヲ得シテ以テ建議案ヲ提出シタリ

「満三十名ニ及ハサルヲ以テ、其日ノ會議ヲ開クヲ得サルモノ既ニ數回、隨テ会費モ亦日ニ増嵩ス」という岩田の発言からは、出席者数の不足のため連合町会が開会できないことで、議事進行の遅滞はもちろん、長崎区民から徴収する協議費から捻出される、連合町会費の浪費に対する懸念が念頭にあつたことがわかる。

一方で、長崎区内における自治を体現する機関として、連合町会での議決を尊重する立場から、岩田の建議案に異議を唱える連合町会議員も存在した。議長の西道仙は、出席定数の維持を主張して、岩田の建議案を論駁している。

【史料二】『西海新聞』明治二三年一〇月二七日付記事（明治二三年一〇月一八日長崎区連合町会傍聴筆記、西道仙発言）

三十名ヲ減シテ廿名トナサバ、益ス／＼世人ヲシテ長崎人ノ卑屈ヲ嘲笑スルニ至ラシムヘシ、諸君ハ彼各地新聞紙等ニ掲クル当区ノ景況ヲ一覽セシヤ、談話会ト云ヒ、有朋義塾ト云ヒ、何社ト云ヒ、何商會ト云ヒ、一トシテ振興スルノ勢ナク概シテ之ヲ云ハゞ、長崎ニハ一人ノ有志者ナシト云フモ可ナリ、ナゾノ悪評ハ独リ本邦ノミナラズ、新聞紙ノ達スル所海外各国皆之ヲ知ラサル者ナシ、此恥ヲ雪カニニ當区連合町会等ヲ以テ第一着手ト為スベキニ、各員統々廿番ノ説ヲ賛成サル、ハ、実ニ嘆スベキ次第ナラスヤ

西は「各地新聞紙等」を介して、長崎区内では政治結社の動きが停滞しており、長崎区民の政治意識が希薄であるとする「悪評」を引き合いに出しながら、出席定数の下限の変更を反対している。【史料二】に続く発言で、さらに「七十九名ニテ議スベキヲ、廿名位ニテ議決シ、以テ公議ヲ尽シタル者ト謂フベキカ⁴⁵」と論じる西の様子からは、長崎区内全域の代議機關として位置づけられる連合町会の議決を重視するという彼の認識がわかる。

さらに、本紺屋町選出の岡本市三は出席定数の下限の変更そのものには反対しないと述べながらも「本区連合会ハ他郡連合町村会等ノ標準トモナル」と述べ、連合町会が長崎県内の他郡の代議機關の模範となるべき存在であることを指摘している。

岡本は岩田との討論の過程において、一〇人にも及ぶ出席定数の引き下げについて疑義を呈し、それとは別に出席定数を総議員の三

とりわけ、連合町会議員の選挙権及び被選挙権の範囲についてそれまで連合町会議員に選ばれる要件は、長崎区内に三年以上在住する男性の戸主のうち、満二十五歳以上の者とされていたが、このうち在住年数と戸主に関する事項を条文から削除するものであった。これにより、長崎区内に在住する二五歳以上の男性（同居人や隠居人も含む）であれば、在住年数を問わず連合町会議員に選任されることが可能となつた。

また、選挙権者についても「撰挙人ハ其町現在住（本籍居留人ヲ不問）男戸主ニシテ」との改正案が提示されており、これは戸主であれば日本国籍を有していない寄留外国人にも連合町会議員の選挙権を認めるものであつた。反対に寄留外国人への被選挙権については、日本国籍ではないとの理由から、質問会の場で答弁に立つた戸長はこれを否定している。⁵¹これらの規則改正は協議費を賦課されている三年未満の転入者や寄留外国人等に対して、それぞれ被選挙権と選挙権を新たに認める試みであつた。

他方、戸長役所発議による規則の改正については、これに異議を唱える連合町会議員が存在した。勝山町から選出された副議長の倉田吉連は、議案の審査にあたつた審査委員に対し「意見書」と題した書翰を送付した。

倉田の意見としては、連合町会の設置根拠となつてゐる「区町村会」が述べる区町村とは、長崎区の場合区内から選出された連合町会議員のことを指しており、「長崎区連合町会規則」は（たとえ最初は区長や戸長が原案作成に携わつたものであつても）明治二三年の通常会において、連合町会の議決により制定された以上、戸長が規則の増補改正に干渉すべきではないとの趣旨であつた。

実際に連合町会での審議に入ると、審査委員の意見としても、改正案の内容はともかく、現行規則中に甚だしい不都合がみられない以上、拙速な規則改正は早計であるとの評価が示され、戸長役所が提出した「長崎区連合町会規則」の改正に関する第一号議案は全会一致で否決される結果となつた。前年の明治十三年に議定された「長崎区連合町会規則」の改正内容を尊重する立場に加え、規則の増補改正について、発議、審査、議定する主体は他ならぬ連合町会議員

【史料三】長崎歴史文化博物館収蔵「意見書」明治一四年五月二二日（収蔵番号：収蔵番号：へ14 890）

抑本会ノ規則タルヤ明治十三年第十八号公布ヲ遵奉シテ制定スヘキ者ニシテ、該公布第弐条ニ区町村会ノ規則ハ、其区町村ノ便宜ニ従ヒ之ヲ取設ケ、府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシトアリテ、其区町村ノ便宜ニ従ヒト云フ者ハ、区町村会ノ便宜ニ従ヒト云

であるという見解が支持される形となつた。

ウ、明治一四年通常会における規則改正と区会規則の議定

五月の臨時会において戸長役所からの改正案が否決された「長崎区連合町会規則」であつたが、一二月一日に通常会が開会されると、その冒頭で議長の松田源五郎から、規則改正に関する建議が行われた。改正案は改正箇所が多数にわたるとの理由から、議事録には記載されなかつたために細目を知ることができないものの、建議自体は採用され、小会議での審議に付託されることが決まった。

しかしながら、一二月八日に戸長廃止と区長による戸長の職務兼理が決定したこととともに、明治一五年一月から連合町会が長崎区会に改組されること(実際の区会開設は明治一五年七月二九日のことであつた)、県令への裁定を要する規則改正は不要として、一二月一九日、松田自ら規則改正の建議案の撤回を申し出ることになつた。⁵³

その代わりとして、連合町会議員に課せられたのが区会開設にもなう「長崎区会規則」制定であつた。一連の明治一四年における未決事項を審議するため、連合町会を開会することの如何について、倉田から質問を受けた松田は、「区長ニテ本会ヲ改メ区会トセントスルトキ、区会規則ハ何人ヲシテ議定セシムヘキヤト云々ハ本会議員ヲ除ヒテ孰レカ之ヲ議定セン、故ニ区会規則議定迄ノ間ハ、本会ハ決シテ動カスヘキモノニ非ス」と答弁し、区会規則制定までの連合町会継続を明言している。

明治一五年一月二三日に開会された通常会において、区長から号外議案として新しい「長崎区会規則」の原案が提示された。概要としては、長崎区会の招集は戸長を廢止したことにもなつて区長に

一元化され（第三条）、区会議員選挙法について、各町から一人選ばれた候選人による互選であるが、区会議員数は三〇人とした（第七条）。区会議員の任期は四年とし、二年ごとに半数の改選とした（第八条）。

被選挙権は三年以上在籍の男戸主のうち、満二十五歳以上が対象となり（第一五条）、選挙権は本籍を選出町内に置く男戸主とされた（第一六条）。明治一四年臨時会において、戸長役所発議で改正を図った被選挙権及び選挙権に関する条文は否決されたこともあつて、区会規則原案には反映されていない。出席定数は全議員の過半数以上に変更された（第二四条）。議長、副議長の人数や職務内容は連合町会規則からそのまま踏襲されたものの、常置委員のうち常務員については二人から三人に増員された（第三一条）。通常会の会期は毎年三月に二〇日間以内（第三八条）と提案された。同日行われた質問会では区会規則の発令主体が区長となることや、区会議員の被選挙権及び選挙権に関する欠格事由について確認が行われた。

その後、小会議での議案審査が行われ、二月四日には審査委員の鶴野常蔵により、第一次会の場で審査結果報告が行われた。ここでは区長による原案では位置付けが曖昧であった区会の立場について「協議費ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ、区長ノ説明ヲ求メ、且憑拠書類ニ就キ調査スルヲ得」との条文が加えられた（第五条）。議員定数は五〇人と訂正し（第一〇条）、別に当選人の辞退を見越して予備補欠議員二五人も選定されることになつた（第一条）。また、選挙権は二〇歳以上に引き下げられた。

二月四日と六日には第二次会が開かれ逐条審議が行われた。多くが審査委員報告の内容を追認するものであつたが、松田源五郎から予備補欠議員数の一五人への減員が提案され（第一一條）、さらに

区会議員当選の際に区長から区会議員に対し当選を「申達」すると

することができる。

いう条文についても、区会議員は区民の公選により選出されるもので、区長から任命されるものではないとの理由から、区長からは当选した区会議員に対し、その旨が「報知」されるという内容に修正される（第二一条）などしている。

二月九日にはさらに議案内容の修正が、松田と倉田から提案され、松田からは議員定数の五〇人から三五人への変更、倉田からは文言の修正が建議されたことで、再度区会議員数を含めた議案の審議が行われた。結果として区会議員は四〇人を定数とし、予備補欠議員数を二〇人とすることなどで落ち着いた。数度に及ぶ糺余曲折を経て六章五三条からなる「長崎区会規則」が制定されたのである。

以上のように「長崎区会規則」は、連合町会の活動の基礎事項を定めるものとして、開設当初の連合町会における主要な議事の一つと見なされていた。

はじめ、明治一三年七月に区長及び戸長が中心となつて制定された「長崎区連合町会規則」は同年一二月の通常会において改正が行われ、連合町会議員による審査の上で議定された。

その後、被選挙権及び選挙権に関する条文の修正を主な目的として、明治一四年五月の臨時会において戸長役所の発議によつて改正が図られたが、規則の改正は連合町会議員の建議によるものという認識が示された結果、議定には至らなかつた。

同年一二月の通常会では議長の松田源五郎が中心となつて規則の改正が建議されたものの、軌を一にして戸長が廃止され、区長にその役割が統合されたことにより、今度は「長崎区会規則」の制定に向けた審議が行われた。一連の規則制定の動きからは、連合町会議員がいかにして連合町会及び区会を運営しようとしていたかを理解

連合町会の議事のうち、規則改正と並び重要視された案件が、戸長廃止と区長による戸長職務兼理問題であった。これは長崎区民の選挙により選ばれていた公選の戸長を廃止し、その職務を官選の区長の下に統合しようとした試みであつた。

戸長とは各区町村において戸籍、土木、租税などの事務をつかさどつた役職である。「郡区町村編制法」によると「每町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又數町村ニ一員ヲ置クヲ得、但区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得」（第六条）とあつて、戸長の設置については一から数か町村ごとに一人を置くものとされており、なおかつ、区制施行下にある町村については戸長の職務を区長に兼摂させることも認められるなど、戸長設置の裁量は各区町村に任せていた。このことが長崎区において戸長の廃止の是非に関する議論を生む端緒となつていた。

長崎区においては、はじめ区内を六部に分割し、各部から選ばれた戸長がそれぞれの区域内で事務を取り行つていたが、明治一二年一二月以降、長崎区は戸長事務の重複を避ける目的のもと、六か所の戸長役所を一つの「長崎区戸長役所」として取りまとめ、戸長ごとに事務を六部門（①庶務・学務・戸籍、②浦役場、③外務・勧業、④警察・衛生、⑤租税・土木、⑥出納）に分掌していた。

この措置により、近接する六か所の戸長役所で同内容の事務を処理する手数が省かれた一方で、各事務部門の長となつた戸長は必ずしも割り当てられた事務処理に長けた人物ではなかつたことから、

（四）戸長廃止と区長による戸長職務兼理問題

事務処理の梗塞が懸念されるようになつた。連合町会では明治一三年通常会の段階から、すでに戸長の廃止問題について議論されるようになつていた。

【史料四】『西海新聞』明治一三年一〇月二九日付記事（明治一三年

一〇月一九日長崎区連合町会傍聴筆記、岩田清秋発言）

本案ノ大体ニ付質問ヲ要ス、夫レ戸長ノ職タル、官民ノ間ニ在リテ上意ヲ下達シ、下情ヲ上達シ、人民ノ権理ヲ伸暢シ、精神ヲ發達セシムルニアリ、今之ヲ廢スルトキハ、大ニ其便ヲ欠キ隋テ人民ノ進途ヲ遮キルニ似タリトハ既ニ説明ニモアルガ如シ、然ルニ費用ノ嵩ムヲ苦シテ直轄ニセントスルハ、已ムヲ得サルニ出ツルノ説トハ察スレトモ、本員ニ於テ聊カ了解シ難キ廉之アリ、依テ再ヒ其弁明を乞フ

岩田は六人の戸長が協議費約二、〇〇〇円の節減を理由に、長崎区における戸長の廃止を第二号附属議案として連合町会に申し出たことに対し、単に協議費が嵩むことを理由として、官民の間に立つべき公選の戸長を廃止しようとしていることについて説明を求めている。

答弁に立つた番外員の戸長（姓名不詳）は、単に協議費の問題に限らず、戸長廃止を願い出る背景としては、繁多な事務処理の問題が存在する旨を説明した上で、長崎県令からも戸長役所と区役所は同じ敷地に併設されていることもあり、協議費の削減を図ることが可能なのではないかという考えが示されていると発言した。

続けて岩田は、答弁に立つた戸長としては戸長及び区長は公選と官選とという違いくそあるものの、職務内容は同じとという意味で「異体同質ノ者」と理解しているのかという確認を行つた。これに答え

た戸長は、戸長は区長と性質こそ異なるとしながらも、自らの職務について「万事区長ノ指揮ヲ受ケテ服事スルモノ」であるとの認識を示している。要領を得なかつた岩田が平易な説明を求めるに、戸長はさらに以下のように答弁した。

【史料五】『西海新聞』明治一三年一〇月二九日付記事（明治一三年

一〇月一九日長崎区連合町会傍聴筆記、番外員発言）

番外曰、然ラハ逐一之ヲ弁セん、一体當区ノ事務タルヤ頗ブル繁雜ニシテ、其ノ取扱ノ如何ニ由リテハ為ニ公益ヲ損シ権理ヲ損フナシトセス、然ルニ全区ノ事務ヲ全ク六部戸長ニテ管掌スル者ナルガ、惣シテ区内ノ人戸八千左右ニアリテ、之ヲ管治スル容易ノ事ニアラス、素ヨリ公撰ノ戸長ト雖トモ、其中彼ニ短ニシテ是レニ長スルアルモ、僅々六名ノ戸長ニテ分轄スル、甚タ其ノ困苦ヲ覺レハ拠ロナク筆生ヲ雇ハザルヲ得ス、依テ其給与等モ協議（「費」脱カ）ヲ以テ補ハザルヲ得ス、果シテ直轄ニ帰スル上ハ有力者ヲ得テ之ヲ其任ニ当ラシメバ、自ラ人民自治ノ精神ヲ喚起スルニ庶幾ランカ

【史料五】では区内約八、〇〇〇戸の事務取扱を、たつた六人の戸長で行うことは困難であり、事務補助を行う筆生の雇用が免れなくなるなど、協議費からの支出が発生することを述べている。他方で戸長を廃止し区長直轄とすれば、区長により該当する事務の処理に長けた「有力者」の選任が可能となる旨を述べ、戸長廃止の利点を論じている。

もともと長崎区内各部の戸長役所を統括する立場として公選された人物が、明治一二年の制度改変によつて、にわかに多量の事務を

不慣れなまま担当しなければならなくなつた点に、六人の戸長による事務分掌の問題が発生していたのである。

結果として、明治一三年の通常会において戸長廃止と区長による戸長職務の兼理が議決されたものの、肝心の長崎県庁からの裁定が下りなかつたために、明治一四年以降の戸長廃止は見送られた。こうした状況が大きく転回したのが、明治一四年五月の第一回臨時会における建議の提出であつた。

【史料六】「明治十四年長崎区第一回臨時連合町会議事録」明治一四年五月八日付議事録

明治十三年長崎区連合町会第四号諮問議案ニ拵り、区長ニテ戸長ノ事務兼理ノ儀、決議ノ上其筋ヨリ県令へ対シ請願候処、庶第千九百式拾五号ヲ以テ書面願之趣ハ経費收支上ノ都合モ有之、本年度ニ於テハ難及詮議旨、御指令ニ相成候、右請願ハ固ヨリ消滅シタル者ナルハ言ヲ俟タスト雖トモ、或ハ県令其情ヲ酌ミ地方ノ便宜ヲ量リ、県会ニ付セラル、儀モ可有之、然ルニ現今ニ於テハ戸長改選、其事務稍ヤ整頓セントスルノ状況アルヲ以テ尚一層奮励セハ、必シモ兼理ヲ要セサルニ至ランヲ信スレハ、嚮キノ請願ハ今日ニ在テ敢テ希望セサル処ナリ、因テ此旨趣其筋工開申致度、此段及建議候也

これまで区内六部から各一人の戸長を公選していた方法から、区内一円で六人の戸長を選ぶ方法に変更されたことを受けて実施されたものであった。⁵⁵これにより、連合町会側としては【史料五】が述べるところの各部門の事務処理に長けた「有力者」が戸長として選ばれたという判断につながつたのである。

【史料六】の建議を受け、連合町会では小会議が開催された。五月二三日の連合町会における審査委員の片山嘉十郎による評価は「町村ニ戸長ヲ置カル、ハ人民自治ノ精神」であるから、戸長六人の事務整頓の目途が立ち始めたとする以上、建議の採用を至当とするものであった。軽微な文言の修正を経たのち、建議は採用され、戸長廃止と区長による戸長職務兼理を、連合町会として撤回する方針が確定した。

明治一三年に一度、戸長廃止を議決したものの、区民から公選された「人民自治ノ精神」の象徴ともいえる区長を廃止することに対する躊躇が、連合町会議員の中にも多数存在したことがわかる。

ところが戸長廃止の撤回を議決した七か月後の二二月八日に至り、突如として紺屋町選出の西原駒太郎ほか一五人の連合町会議員から、再度の戸長廃止と区長による戸長職務兼理を求める建議書が連合町会に提出された。さらに同日午後に及んで、戸長六人が揃つて辞職届を提出するという事態が発生した。

『西海新聞』では、「一連の動きを「長崎区政ノ急変革」と題して二回にわたり報じている。⁵⁷

連合議員一五人による建議の理由としては「同権ノ戸長各々課業に実施された戸長選挙の結果を受けて、戸長役所の事務処理に整頓の兆しが見え始めたという理由から、連合町会から提出した戸長廃止に関する請願の取り下げを要望するものであつた。この選挙はそ

詳細に叙述しているのが『西海新聞』の記事である。

【史料七】「長崎区政ノ急変革」『西海新聞』明治一四年一二月一三

日付記事

六戸長一局ニ集合シ其事務ヲ分課シテ、六戸長各々二三課ヲ専務シタリケレハ、一局六頭互ニ相謀リ相助ケテ全局ヲ整理スルノ公義ヲ忘レ、却テ各課各立互ニ權ヲ争フ、私情ヲ挿ミ某課ハ事務僅少ニシテ職員余アルモ之ヲ解傭セサルノミナラス、複タ他課ヨリ其減員ヲ促ス「能ハス、某課ハ事務多端ニシテ職員不足ナルモ其職員ニ定限アルヲ以テ更ニ其補欠員ヲ増加スルヲ得ザルノミナラス、複タ某課ノ冗員ヲ以テ此欠乏ヲ補充スルヲ謀

ラス

六人の戸長により、長崎区内の事務を二～三課ごとに分掌したものの、実際の事務処理の場においては各戸長同士による牽制状態が発生し、分掌する部署間での人員の融通が図られておらず、多忙な部署と閑暇な部署との間で業務が平準化されていない状況を説明している。⁵⁹

一二月八日三時に開会される予定だった連合町会は、招集する立

場の戸長が不在となつたことで、連合町会の召集が叶わなくなるなど混乱した。代わりとして、急きよ戸長と同様に連合町会の招集権限を持つ区長の朝長東九郎が連合町会に出席することで、午後七時になつてようやく連合町会の開会が可能となつた。

早速、建議を審議の対象とするか否かについて、議論が開始されたものの、連合町会による二度の方針転換については「定見ナキ」印象があつたことに加え、事務処理の効率化と協議費の節減を図る

引き換えに、区民から公選される戸長を廃止して、官選の区長にその役割を統合するという建議内容には異論も多く、議場での討論は紛糾した。

戸長廃止により二、〇〇〇円程度の協議費の節減が見込めるという建議を提出した連合町会議員たちの意見に対し、建議内容に反対する議員からは、長崎区民から公選される戸長の廃止を「些少ノ金額ヲ惜シテ貴重ノ権利ヲ抛タントスル」動きと捉えて強硬に反対する者や、「今兼摺トセハ、各町ニ用掛リトカ組頭トカ云フ如キ者ヲ置カサルヲ得サルヘシ、左スレハ又幾分ノ費用ヲ増加スル」などとして、戸長の廃止が協議費の節減につながらないといった指摘がなされた。

また、本籠町選出の連合町会議員で建議者の一人でもあつた齋藤三郎吉などは以下のように述べている。

【史料八】「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」壹、明治一四年二月八日付議事録、齋藤三郎吉発言

敢テ兼理ヲ好ムニハ非ス、抑モ政府ハ我人民自治ノ精神ヲ伸張セシムルカ為メニ戸長ヲ公選セシムルト雖トモ、当区戸長役所ノ如キハ如何ニセン、却テ人心ニ適応セサル

このように、戸長廃止に賛同した連合町会議員の中にも「人民自治ノ精神」の存続と行政運営の効率化との狭間で、難しい判断を迫られた者も存在した。

採決の結果、建議は一三対九の四票差で採用となり、連合町会での議事案件として取り扱われることが確定した。続く一二月一二日の連合町会においては、第二次会と第三次会の審議が行われた。最

終の賛否は一一対九の僅差で賛成が反対を上回り、連合町会としては長崎県令に対し、明治一五年一月からの戸長廃止と区長による戸長職務兼理を長崎県庁に申請することが決定した。一二月二七日には長崎県庁から申請を認める旨の答申がなされ、長崎区における戸長制度の廃止が確定したのである。

戸長廃止により長崎区では官選の区長のもと、戸籍、衛生、租税、土木、出納などの事務が一元化されることになった。一人の区長のもとに六人の戸長が事務を分掌して所管する運営体制が終わりを迎えたことにより「戸長ニテ召集開議シタル会ナレハ、戸長ヲ廃スレハ本会モ從ヒテ廃スヘキ」ものとして、区会規則の議定後の明治一五年六月二十四日に長崎区議員選挙が行われ、連合町会は長崎区会へと改組されることになった。

（五）長崎区民規約

連合町会が「区町村会法」第一条に基づき、長崎区内一円に関する事項及び協議費の執行方法について審議する機関として位置づけられていた一方で、長崎区を構成する八七か町のうち、一～複数町のみが対象範囲となる事項については、連合町会設置の趣旨とは異なるものとして審議から除外されていた。

例えば、明治一三年の通常会において、戸長から第一一号議案として提出された、倉田水の使用料の賦課方法の審議に関しては、水

桶施設自体は長崎区の共有財産として認められたものの、倉田水の使用料については長崎区一円に賦課されるものではなく、倉田水を飲料用水として使用する水桶流域の三〇か町のみが対象とされた。賦課方法の審議についても、三〇か町から選出された連合町会議員

のみで議定されるべきという結論に至り、議案が排斥（議案として取り扱わないこと）されている。⁶³

以上の事例からも分かるように長崎区を構成する八七か町それぞれで意思決定すべき事項の協議方法に関しては、各町の便宜に任せられる状態であり、区内一円で統一した方針が定められているわけではなかった。

これを受け、明治一三年通常会で戸長役所から第四号議案として提案されたのが「長崎区民規約」（及び附属する「長崎区民規約取扱規則」。便宜上「長崎区民規約」と一括して呼称する）の策定であった。

「長崎区民規約」は、八七か町ごとの意思決定機関の設置を義務付けたものであり、区役所及び戸長役所との連絡調整役及び各町における事務執行主体として総代人（一人）、副総代人（一～複数人）、その監察役として諮問主（一人）を置き、正副総代人の下には居住する町内につき五～十五戸を一単位とした組合を設け、組合の代表者として組頭を任命するものであった。

「長崎区民規約」策定の背景には、単純に各町での意思決定機関の設置によって「人民自治ノ精神ヲ立ル」ことに留まらず、戸長役所としては、正副総代人や組頭たちに布告布達の区民への伝達や地租徴収の取りまとめを行わせるなどを「長崎区民規約」に盛り込むことで、繁多を極める戸長役所の「行政上ヲ補翼」させるという狙いも存在していた。

この他にも、長崎区域外（上長崎村）に所在する諏訪神社の社費や、各町内の街灯、公衆便所の管理費など、協議費からの支出が大きいと判断された項目の執行についても、各町内で諮問主が会頭を務める会議の場で合意が図られることになった。つまり「長崎区民

規約」は、戸長役所にとつても業務量の負担減を図るという意味において、必要不可欠な方策と認識されていたのである。

一〇月二一日の質問会以降、発令主体を長崎区戸長役所から長崎区長名に変更するなどの修正を施して、『長崎区民規約』は一二月八日以降に連合町会で議定された。

「長崎区民規約」については議定後、一旦区内一円に通達がなされ『西海新聞』明治一三年一二月二三日及び二四日でも全文が掲載されるなど、広く区内に周知された。

ところがその後、長崎県庁から「長崎区民規約」に関して、長崎区長名義での発令の取り消しを求める内達が下された。県庁の意向としては「区民規約ノ如キハ人民相互ノ契約上ニ成ルヘキ者」であり、総代人以下の役職の設置や、意思決定の方法などは、各町において定められるべきとして、区役所及び戸長役所が介入すべき事案には該当しないとのことであった。

加えて、発令主体のみならず内容についても県庁から「余り綿密ニ渉ル箇条アリテ、寄留人等ヨリ故障ヲ申立テ」られたとの指摘を受けた。県庁からの内達は「長崎区民規約」という一定の指針の下で、各町における役職や意思決定の方法が設定されることにより、長崎区内の「行政上ヲ補翼」させるという区長及び戸長らの構想を覆すものであつた。

内達を受けた区長及び戸長は、発令者として記載していた区長名の削除を区内に通達したものの、この通達が区民の中で「長崎区民規約」そのものが削除されたという誤解を生じさせる結果となり、その趣旨は充分に浸透しなかつた。通達後、およそ一年を経た明治一四年一二月一〇日段階において「長崎区民規約」はすでに数町しか施行されていない状態に陥っていた。⁶⁹しかも、これに先立つ一二

月八日には、戸長六人が辞職届を提出し、戸長廃止とともに長崎区長職務の区長への兼摂が建議、採択されている。戸籍管理や租税徵収業務を担う戸長を突然に失う形となり、対応に窮した区長は「長崎区民規約」に代わる規約の策定を、連合町会に諮問することになった。連合町会議員たちとしても「各町ニ総代又ハ取締ノ如キ者ヲ置カサレハ、町内甚々不取締」になるという課題意識は区役所と共にしており、「長崎区民規約」に代わる規約の策定については特段の異議は発生しなかつた。

しかしながら、前段の県庁からの内達により、発令主体に区内一円の理事者である区長の名を冠することができないという葛藤を抱えていたこともあり、この日の審議では「長崎区民規約」に代わる規約の策定について、発令主体をどこに置くかを確定することがないまま、後日、連合町会議員の溝口長平が建議案を策定した上で、連合町会の場で諮問することになった。⁷¹

ところが、溝口は議案の審査委員などの業務に忙殺され、明治一四年度の連合町会通常会の閉会が迫った明治一五年一月三一日に及んでも建議案の提出に至らなかつた。副議長の西道仙などは明治一三年の通常会で議定した「長崎区民規約」について「彼区民規約ハ大ニ人情風俗ニ適合シ、実際行ハルヘキ良法」⁷²であったとし、その内容を上回るものを見出さないとの見解を示している。通常会会期中の連合町会議員による建議も難しいと判断されたのである。

溝口による建議が頓挫したことを受け、二月九日に区長が号外第二号議案として連合町会に提出したのが、町用便達費に関する予算計上であった。これは居留地八か町を除く七九か町ごとに町用掛（一人）という役職を置いて「各戸人民ニ報道通達スヘキ事務、或

ハ現地ニ就、調査スヘキ事務及ヒ納金等⁷³」に關わる事務にあたらせることとした。さらに彼らを取りまとめる役割として、七九か町を

八組に分割し、そこから年番町用係（各組一人）を選任し、区役所への日々の出仕をさせることで各組に所属する町と区役所とを接続し、通知令達等の人民への浸透を図つたものであり、戸長廃止にあたって、早速明治一五年二月から六月までの町用掛及び年番町用掛の給与費を区役所の予備費から流用することで予算化する案を連合町会に諮問したものであった。

しかしながら、すでに明治一四年度分の予算関連の議案は全て議定済であるとして、明治一四年度中の町用掛等の設置に反対意見を表明する議員が続出した。審査委員による審査結果も明治一五年度以降、区会通常会の場で再度議案を附議すべきであるとの意見であり⁷⁴、三月三〇日に開かれた第三次会においても審査委員の意見が採用され、号外第二号議案は排斥となつた。⁷⁵

結果、連合町会の場において「長崎区民規約」に代わる規約の策定が行われることはなく、内容の検討は後日開設される長崎区会での審議に譲られることになった。その後の経過については、連合町会の更新にあたる長崎区会での議事録等の所在が確認できることもあり、詳細な言及は困難であるが、長崎歴史文化博物館収蔵「長崎区第一回年報」では、少なくとも明治一九（一八八六）年までは各町に町務掛（一人）が設置され、「町務掛總則」まで設けられたことが記されている。町務掛は居住する町内の区民に対する納税の世話や各種の命令や通達を区民に徹底させる役割を負つており、「長崎区民規約」に代わるものとして町務掛の設置が進められたものと考えられる。

おわりに

長崎区一円を対象とする最初の代議機関として設置された連合町会は、明治一三年の開設以来、連合町会議員の低調な出席率や長崎県庁との見解の相違などの問題に直面しながらも、長崎区民により公選された代表としての立場から、長崎区が抱えていた懸案事項について審議・議決することで、区長及び戸長による区政の運営方針に多大な影響を与えた存在であった。

選任された連合町会議員たちが、はじめに着手したのが「長崎区連合町会規則」（及び付随する「長崎区連合町会議事細則」）の改正であった。連合町会開設に先立ち「府県会規則」にならう形で策定された「長崎区連合町会規則」については、議事進行の簡略化や議員出席定数及び開会時間の変更が行われ、連合町会議員の出席数の向上や審議時間の浪費を避けるなど、商工業者が連合町会議員中に多く含まれていた連合町会の実情に適した議会運営が志向された。

さらに、可決されることはなかつたものの、連合町会議員の選挙法を巡つては、長崎区民の選挙権及び被選挙権の拡充を図る目的から、居留人の参政権に関する議論が行われるなど、区内に外国人居留地が展開していた長崎区ならではの政治参加のあり方も検討されていた。

その一方で、常置委員の設置でもみられるように「長崎区連合町会規則」の改正に際しては、県会の動向も踏まえながら、連合町会においても、便宜が高いと判断された制度を受容した事例もあり、長崎区民の政治参加や迅速な行政運営を目指す観点から「長崎区連合町会規則」の改正が行われていたことがわかつた。

対して、明治一二年一二月の戸長役所の事務統合により、職務内

容の大幅な変更を余儀なくされ、事務の遂行に支障を生じていた公選戸長を廃止することで、官選区長に長崎区内の行政事務を一元化する、区長による戸長職務兼理問題を巡っては、長崎区民から徴収する協議費の節減につながるという見地から、議案に賛成する連合町会議員がいた一方で、区政の理事者の一人として位置付けられる戸長を廃止することは、戸長を公選する権利を長崎区民から奪うことにつながるとして、戸長の廃止に反対する連合町会議員も存在した。

戸長廃止（明治一三年通常会）→存続（明治一四年臨時会）→廃止（明治一四年通常会）へと揺れ動く連合町会の議決結果からは、連合町会議員一人一人が「人民自治ノ精神」の維持と、長崎区の行政運営の効率化及び区民の協議費負担の軽減という、二項対立の狭間で難しい判断を迫っていた様子を窺うことができる。紆余曲折を経て、明治一四年一二月に僅差で戸長の廃止が決まったことにより、連合町会は官撰区長に長崎区内の行政事務の運営を一任することを意思決定したのであった。

戸長廃止の決定により、戸長が主体となつて招集及び議案の提出が行われていた連合町会は、区長が招集する長崎区会へと改組されることになった。連合町会議員たちは後継組織にあたる長崎区会の位置づけや役割を「長崎区会規則」として策定し、長崎区会の礎を形作った。

また、明治二三年の通常会において一度議決されたものの、その後に県庁から議決内容に異論を唱える内達が出たことを受けて、有名無実と化していた「長崎区民規約」についても、戸長廃止を受けて再度、各町で区役所の行政運営を補翼する組織の設立が検討された。連合町会の場において「長崎区民規約」の規約に代わる制度の

策定が成し遂げられることはなかつたが、明治一九年までには町務掛が各町で任命されている。長崎区を構成する各町での行政事務取扱機関の設置に向けた構想が検討され始めたのも、連合町会での審議が初発であった。

本稿（三）から（五）で論じた、連合町会での議事案件三件は、それぞれ相互に関連しながら、戸長廃止、長崎区会開設、町務掛の設置といった形で結実していったのである。

連合町会は単に開設期間中の区政に関する協議費等の執行を審査・議決するだけの組織ではなく、明治一五年以降の長崎区政の展開につながる基礎的な制度設計を、審議の過程で形成する機能を果たしていた。現在の長崎市域の議会制度史を考える上で、重要な役割を担つた存在が長崎区連合町会であったのである。

（長崎市長崎学研究所学芸員）

¹ 長崎歴史文化博物館収藏「長崎区第一回年報」第一款第一節（収蔵番号・14 8・7 1）。以降、初出を除いて、収蔵機関名及び収蔵番号の記載を省略する。

² 「郡区町村編制法」、「府県会規則」、「地方税規則」の総称。「郡区町村編制法」では、明治四（一八七二）年から施行されていた大区小区制を廃止し、代わりに複数の村からなる郡と、同じく複数の町からなる区を行政区画として設置した。「地方税規則」では、地方税の種類や使途を定めている。「府県会規則」では府県会の設置が規定された。山中永之佑氏は地方三新法によって明治政府が「従前の大区小区制の統治機構を反省し、その矛盾を克服して、人民の抵抗を緩和しつつ、摩擦なく行財政を執行しうる統一的安定的な地方制度を設定」したと論じている（山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』弘文堂、一九九九年、九〇頁）。

³ 本稿で引用する法令文のうち、明治政府の発令による布告、布達類に關しては、小早川光郎ほか編『近代地方自治制度の形成 明治維新～一九二〇年代』（史料日本の地方自治第一巻、学陽書房、一九九九年）に拠つた。

⁴ 明治一一年二〇月二八日長崎県達甲第一二一号「郡区町村改定二関スル事項」別紙。なお、当該部分は長崎県議会史編纂委員会編『長崎県議会史』（第一巻、一九六三年、二七二～二七三頁）から引用した。

⁵ 松沢裕作「地方三新法と区町村会法」「講座明治維新」第七巻、有志社、二〇一四年、一三七頁。

⁶ 区町村の財政運営に際して、対象地域の区町村民から徴収された

⁷ 租税を協議費という。区町村の財政運営に關しては、明治政府がその協議的自治的性格を地方三新法施行時に認め、原則としてこれに関与しない立場を明らかにしたことから、区町村では明治維新前後の慣行に必要な補足修正を加えてその財政を運営することが可能となっていた（藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、一九四一年、九四～九五頁）。

⁸ ただし、明治一三年の公布時点での区町村委会の設置は必須ではなく、各区町村の任意とされていた（松沢前掲書、一二七頁）。加えて、兵庫県など一部の県では、既に「区町村会法」に先行して町村委会の開設が進められていた（南森茂太「神田孝平の兵庫県政」「民會」の開設とその構想について）（『経済学論究』第六五巻第四号、二〇一二年、一五三～一五六頁）。そのため、「区町村会法」は区町村委会の設置を新たに認めるものや義務付ける性格のものではなかつたことには注意を要する。

⁹ 長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』（臨川書店、一九二五年、五七頁）。なお、参考までに該当箇所を掲げる。

¹⁰ 明治十三年四月太政官布告第一八号に基き長崎区各町連合町会規則を創定せられ翌十四年度より施行せり区會議員は一町一名を選挙するの法なるを以て則ち總員七十九人なり

その他にも馬場義弘「三新法期の大坂府南区会——議員の階層構成と会議の状況」（『大阪の歴史』第五二号、一九九九年）などは地方三新法以降の地方議会について、大阪府南区会を事例として議員の出身階層や選挙資格、会議の開催状況などを紹介している。明治一七（一八八四）年五月七日に至って「区町村会法」は改正され（太政官布告第一四号）、区町村会の議決事項や規則の制定、

議事録」（収蔵番号：へ14 926・2）明治一四年五月三〇日付議事録、田中五三郎発言。

53 長崎歴史文化博物館収蔵 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」 弐（収蔵番号：へ14 925・2）明治一四年一二月一九日付議事録、松田源五郎発言。

54 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」三（収蔵番号：へ14 925・3）明治一四年一二月二七日付議事録、松田源五郎発言。

55 長崎歴史文化博物館収蔵 「明治十四年本県甲号達」甲第二三四号布達（収蔵番号：へ14 672・2）。

56 「明治十四年長崎区第一回臨時連合町会議事録」明治一四年五月一三日付議事録、片山嘉十郎発言。

57 「長崎区政ノ急変革」『西海新聞』明治一四年一二月一一日及び一三日付記事。

58 長崎歴史文化博物館収蔵 「建議」（収蔵番号：へ14 786）。

59 「西海新聞」の発行元である以文会社の社主は本田實という人物であり、彼は西中町選出の連合町会議員でもあった。当該の戸長廃止問題にかかる『西海新聞』の記事の内容は議決に至る経緯から、裁決における賛否の数に至るまで「連合町会日誌」の記載内容と正確に符合していることを鑑みても、戸長役所内部の事情に通じていた様子を窺うことができる。

60 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」壹（収蔵番号：へ14 925・1）明治一四年一二月八日付議事録、田中五三郎発言。

61 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」壹、明治一四年一二月八日付議事録、片山嘉十郎発言。

62 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」三、明治一四年一二月

二七日付議事録、鶴野常蔵発言。

63 『西海新聞』明治二三年一二月一五日付記事（明治二三年一二月八日長崎区連合町会傍聴筆記）。連合町会の審議対象は戸長役所において所管する協議費に属する項目（戸長役所費、土木費、消耗費、極貧人助済費など）に限られていた。

64 『西海新聞』明治二三年一二月七日付記事（明治二三年一二月二一日長崎区連合町会傍聴筆記、中島藤十郎発言）。

65 『西海新聞』明治二三年一二月七日付記事（明治二三年一二月二一日長崎区連合町会傍聴筆記、中島藤十郎発言）。

66 「請求書」（長崎歴史文化博物館収蔵 「御差出之公立小学校改正建言」取載、収蔵番号：へ14 821）。

67 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」弐、明治一四年一二月一〇日付議事録、桑原暢発言。

68 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」弐、明治一四年一二月一〇日付議事録、桑原暢発言。なお「長崎区民規約」では、居留人による居住地の賃貸借契約の際に総代人及び組頭連印のもと、戸長役所への届出を要することなどが記されていた。これらの条項が一部の寄留人からの反感を買い、県庁からの内達につながった可能性を、区長代理の番外員である桑原暢が連合町会の場において述べている。

69 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」弐、明治一四年一二月一〇日付議事録、岡本市三発言。

70 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」弐、明治一四年一二月一〇日付議事録、三原慶三郎発言。

71 「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」五、（収蔵番号：へ14

925 · 5) 明治一五年一月三一日付議事録、松田源五郎発言。

「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」五、明治一五年一月三一日付議事録、西道仙発言。

925 · 6) 明治一五年二月九日付議事録。

「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」六、明治一五年三月一八日付議事録、久保山吉郎発言。

「明治十四年長崎区通常連合町会日誌」六、明治一五年三月三〇日付議事録、松田源五郎発言。

「長崎区連合町会の開設と展開」関係史料翻刻

ここからは拙稿「長崎区連合町会の開設と展開」の関係史料翻刻として、論文中にも引用した三種類の史料を翻刻する。

①福岡市立総合図書館収蔵「(仮) 長崎区連合町会規則」

(収蔵番号：長崎区戸長役所関係資料3)

明治一三年七月二二日議定。五章（総則、職制、選挙法、議則、開閉）三四条からなる。詳細については拙稿（三）を参照のこと。

②福岡市立総合図書館収蔵「元五号 長崎区連合町会規則」

(収蔵番号：長崎区戸長役所関係資料6)

明治一三年度の通常会にて議定（明治一四年二月七日改正）。六章（総則、職制、選挙法、議則、常置委員、開閉）四〇条からなる。①の改正後にあたる。詳細については拙稿（五）を参照のこと。

③「長崎区民規約」及び「長崎区民規約取扱規則」

(『西海新聞』明治一三年一二月二二日及び二四日付記事掲載分)

明治一三年度の通常会にて議定。詳細については拙稿（五）を参考のこと。

いずれも長崎区連合町会について知る上で、重要な史料と考えられる。なお、本文中で引用する史料の翻字は、以下の様式に沿った。

【凡例】

・旧字や異体字は新字体に、変体仮名については平仮名に改めた。

・「ぢ」、「而」、「者」・「茂」・「与」・「フ」はそのまま表記した。

・句点（。）中黒（・）は筆者が適宜付した。

・史料中の傍線及び括弧書きについては、特に断らない限り筆者が付した。

・朱書に関しては朱書による記載部分を（朱書：「可」）のように記した。

・虫損等により判読不明な文字については、該当する部分の字数分を□で記した。

①福岡市立総合図書館収蔵「(仮)長崎区連合町会規則」
(収蔵番号..長崎区戸長役所関係資料3)

第八条 但初会議ハ戸長之ヲ定ム
本会諸規則ヲ改刪増補セント欲スル時ハ、本会議決ヲ以テ、県令ノ裁定ヲ請フヘシ

今般太政官本年第十八号布告ニ基付、当区各町連合町会規則別冊之通相定候条、此段及通達候也

長崎区

明治十三年七月廿二日 戸長役所

一議長 議員中ヨリ之ヲ選挙 一名

一會議ヲ總轄シ本会規則ヲ執行スル事

一議案ヲ議員ニ配布シ及ヒ決議案ヲ区戸長ニ進達スル事

一會議ニ関スル諸文書ヲ受理スル事

一書記以下ヲ任免スル事

一副議長 同前 二名

一都テ議長ノ職務ヲ攝助スル事

一書記 議長之ヲ命ス 三名

一日誌及諸文書ヲ編輯スル事

第三章 撰挙法

第一条 本会議員ハ毎町一人ヲ公撰シ、戸長其人名ヲ其筋ニ届出

ヘシ

第二条 本会議員改選及ヒ補欠ニ任スル者アル時ハ、第一条ノ手続ヲ經、且ツ在職議員ヘ其人名ヲ報告スヘシ

第三条 議長副議長ハ投票ヲ以テ議員中ヨリ公撰ス

第四条 議員ハ其町本籍ノ男戸主満二十五歳以上ニシテ、本区内

二満三年以上在籍ノ者トス
但、他町在籍ノ者ニテモ、其町内ニ於テ地租五円以上

小使等ハ通常会臨時会共日当ヲ給ス、其賄料日當金額ハ
議長副議長及ヒ議員ハ會議中賄料ヲ給シ、書記以下給使

小使等ハ通常会臨時会共日当ヲ給ス、其賄料日當金額ハ
會議ニ於テ之ヲ定メ、協議費ノ内ヨリ支給スル者トス

會議ノ場所ハ議長戸長協議ノ上之ヲ定ム

第七条

第五条 左ノ各款ニ触ル、者ハ議員タルヲ得ス

第一款	風癪白癡ノ者	
第二款	破廉耻罪ニ処セラレタル者	
	但七年ヲ過クル者並ニ国事犯ハ此限ニ非ス	
第三款	身代限ノ処分ヲ受ケ、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者	
第四款	本会ニ於テ退職者トセラレタル后、四年ヲ経サル者	
第五款	官吏准官吏及教導職	
第六条	撰挙人ハ其町本籍ノ男戸主ニ限ル	
	但、前条第一款、第二款、第三款ニ触ル、者ハ撰挙人タルヲ得ス	
第七条	戸長ハ予メ議員選挙ノ会場及ヒ期日時限ヲ定メ、遅クトモ五日以前ニ其議員ヲ撰挙スヘキ町内ニ公告スヘシ、而シテ其期日ニ至ラハ会場一切ノ事務ヲ管理スヘシ	
第八条	投票ハ白紙ニ被撰人ノ姓名並住所町名及撰挙人自己ノ姓名並町名ヲ記載シ、実印ヲ押シ予定ノ日会場ニ至リ投票箱ニ差入ルヘシ、若シ疾病等事故アレハ、代人ニ託シ差出スモ妨ケナシ	
第九条	投票ノ多数ヲ得タル者ヲ当撰人トシ、同数ハ年長ヲ取り、同年ハ闇ヲ以テ之ヲ定ム	
第十一条	投票終ルノ后、戸長ハ撰挙人三名以上ノ面前ニ於テ投票ヲ取調、第四条、第五条、第六条ノ旨ニ拠り撰挙人及被撰人ノ當否ヲ検シ、其当撰人ヲ定ムヘシ	
	当撰人査定ノ后、戸長ハ当撰人請書帳ヲ製シ、其初葉ニ左書之通請書文ヲ認メ置キ、当撰人ヲ呼出しシ議員當撰ノ旨申達シ各承知ノ上ハ、右帳簿ニ自己ノ姓名及町名ヲ記シ捺印セシムヘシ	
第十二条	拙者儀町會議員當撰之旨致承知候、就テハ当区連合町會規則ヲ遵守シ公議ヲ尽スヘシ、依テ爰ニ証明候也	
第十三条	議員ノ任期ハ四年トシ、毎二年全数ノ半ヲ改撰ス、初度ノ改撰ハ抽籤法ヲ以テ其改撰スヘキ町名ヲ定ム	
第十四条	議長副議長ノ任期ハ二年トス	
第十五条	第十二条、第十三条両条ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スルヲ得ル	
第十六条	議員中前諸条ニ掲タル被撰權ヲ欠クカ旅行疾病其他止ヲ得サル事故ナクシテ開会ノ招集ニ応セサル者ハ退職者トシテ議長若クハ戸長ヨリ其旨ヲ公告スヘシ	
	議員中欠員アル時ハ前撰挙ノ日ヨリ二年以内ナレハ嚮ニ撰挙シタル節、投票ノ多数ヲ得タル者ヲ順次ニ權用シ、次順ノ当撰人無之トキ及ヒ其二年ヲ過ル后ハ、前諸条ノ手続キニ拠リ更ニ公撰シ、其欠ヲ補フ	
	但、補欠議員ノ任期ハ前議員ノ残期ヲ襲ク者トス	
第十七条	通常会ノ初二当リ議事ノ細則ヲ議定シ、戸長及ヒ区長工届出ヘシ	
第十八条	議員三十名以上出席セサレハ、当日ノ會議ヲ開クヲ得ス	
第十九条	會議ハ過半数ニ依テ決ス、若シ可否同数ナル時ハ議長ノ可否スル所ニ仍ル	
第二十条	戸長又ハ区長ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スルヲ得	
	但、議決ノ数ニ入ルヲ得ス	
第二十一条	會議ハ傍聴ヲ許ス	
	但、戸長或ハ区長ノ要ニ依リ、又ハ議長ノ意見ヲ以テ	
第二十二条	請書式	

傍聴ヲ禁スルヲ得
議員ハ會議ニ當リ充分討論ノ権ヲ有ス、然レモ人身上ニ就テ褒貶毀譽ニ渉ルヲ得ス

第七条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ從ハサル者アル時ハ、議長之ヲ議場外ニ退去セシム、其強暴ニ渉ル者ハ警察官ノ処分ヲ請フベシ

②福岡市立総合図書館収蔵「元五号 長崎区連合町会規則」
(収蔵番号..長崎区戸長役所関係資料6)

第六条 傍聴ヲ禁スルヲ得
議員ハ會議ニ當リ充分討論ノ権ヲ有ス、然レモ人身上ニ就テ褒貶毀譽ニ渉ルヲ得ス

議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ從ハサル者アル時ハ、議長之ヲ議場外ニ退去セシム、其強暴ニ渉ル者ハ警察官ノ処分ヲ請フベシ

元第五号

当区連合町会規則、該會議定ヲ以別冊之通改正候ニ□□□□□日午前第九時、当区築町商法会議所ニ於テ、議員擇舉会相開候條、此段及報告候也

第五章 開閉

第一条 通常会ハ毎年二回二月九月之ヲ開キ、会期ハ十五日以内

トス、其開閉期日ハ戸長之ヲ定メ、開会十五日以前各議員ニ知達スト雖モ臨時会ハ此限ニ非ス

但、會議ノ都合ニ依リ、其筋ノ許可ヲ得テ延期スルヲアルヘシ

第二条 通常会期ノ外会議ニ付スヘキ事件アルトキハ戸長又ハ区長ハ臨時会ヲ開クアルヘシ

但、議員ニ於テ臨時会ヲ開カンヲ要スルトキハ、議員三分一以上ノ同議ヲ以テ戸長又ハ区長ニ開会ヲ請求ス可シ

通常会臨時会共開閉ノ都度、其筋ヲ經テ県庁工届出ヘシ

第一条 第一章 総則 本会ハ明治十三年太政官第十八号布告ニ拠リ、長崎区各町ヲ連合シ一會ヲ設クル者トス

第二条 本会ハ通常会ト臨時会トノ二類ニ別ツ、其定期ニ於テ開ク者ヲ通常会トシ、臨時ニ開ク者ヲ臨時会トス

第三条 通常会臨時会ヲ論セス、總テ會議ノ議案ハ戸長若クハ区長之ヲ發ス

第四条 臨時会ハ特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り、其他ノ事ヲ議スルヲ得ス

戸長若クハ区長ハ毎年通常会議ニ於テ、協議費ニ係ル前年度ノ出納決算ト、翌年度ノ予算トヲ開会十日以前ニ各議員ニ報告スヘシ

第六条	会議ノ場所ハ議長戸長若クハ区長協議ノ上之ヲ定ム 本会規則ヲ改刪増補セント欲スルトキハ、本會議決ヲ以テ、県令ノ裁定ヲ請フヘシ	ノ半ヲ改選ス、初度ノ改選ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム
第七条		議員中欠員アルトキハ嚮ノ候選人中、撰票多数ヲ得タル者ヲ順次ニ擢用シ、其人名ヲ在職職員へ報告スヘシ
一議長	議員中ヨリ之ヲ撰挙 一名	補欠議員ノ任期ハ前議員ノ残期ヲ襲ク者トス
第二章 職制		議長副議長及ヒ常置委員ハ投票ヲ以テ議員中ヨリ公選ス
一議長	議員中ヨリ之ヲ撰挙 一名	議長副議長及ヒ常置委員ノ任期ハ二年トス
一常置委員	議員中ヨリ之ヲ公撰ス 五名	第九条、第十三条ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スルヲ得ル
一連合町会ノ議定ニ拠リ協議費ヲ以テ執行スル方法順序ヲ定ムル	第一款 第二款	議員ハ本区内三年以上在籍ノ男戸主滿廿五歳以上ノ者トス、但、左ノ各款ニ触ルゝ者ハ議員タルヲ得ス
一協議費ノ出納ニ係ル事件ハ常ニ其意見ヲ述フル	第三款 第四款 第五款	風癪白癡ノ者
一臨時至急ヲ要スル経費ヲ議定シ追テ通常会ニ報告スル	第六款	破廉耻罪実決ノ刑ニ処セラレタル者
一書記 議長之ヲ命ス 三名	第七款	但五年ヲ過タル者並ニ国事犯ハ此限ニ非ス
一日誌及諸文書ヲ編輯スル	第八款	身代限ノ処分ヲ受ケ、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者
第三章 撰挙法	第九款	本会ニ於テ退職者トセラレタル后、四年ヲ経サル者
第八条 本會議員ハ投票ヲ以テ毎町三人ヲ選ビ之ヲ候選人トシ、更ニ撰挙会ヲ開キ、總員交互投票多数ノ選票ヲ得ル者四十名ヲ當選人ト定ム	第十條	官吏准官吏及ヒ教導職
但、戸長若クハ区長其人名ヲ其筋ニ届出ヘシ	第十一條	撰挙人ハ其町本籍ノ男戸主ニ限ル
議員ノ任期ハ四年トシ、毎二年第八条ノ手続ヲ以テ全数	第十二條	タルヲ得ス
第九条	第十三條	ラハ会場一切ノ事務ヲ管理スヘシ
	第十四條	第八条ノ撰挙会ニ当リ戸長若クハ区長予定期日時限ヲ定メ、遅クトモ五日以前全区ニ公告シ、而カシテ其期ニ至
	第十五條	第八条ノ議員ヲ撰挙スルニ当リ投票ハ白紙ニ被撰人ノ姓名並住所及撰挙人自己ノ姓名住所ヲ記載シ、実印ヲ押シ予定ノ日会場ニ至リ投票箱ニ投スヘシ、若シ疾病事故アレハ、代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ

第十九条 第十八条ノ手続キヲ以テ投票終ルノ后、戸長若クハ区長

其会場ニ就キ、撰挙人三名以上ノ面前ニ於テ撰票ヲ閱シ
撰挙人及ヒ被撰人ノ当否ヲ検査シテ、其当撰人ヲ定ムヘ
シ

第二十条 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ當撰人トシ、同数ハ年長ヲ取り、
同年ハ鬱ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一条 当撰人査定ノ后、戸長若クハ区長當撰人請書帳ヲ製シ、
左ノ請書文ヲ認メ置キ、當撰人ヲ呼出シ議員當撰ノ旨申
達シ其帳ニ自己ノ姓名並ニ住所ヲ記シ捺印セシムヘシ

請書式

拙者儀町會議員當撰之旨承諾候也

議員中前諸条ニ掲クル被撰權ヲ欠クカ旅行疾病其他已ヲ
得サル事故ナクシテ開会ノ招集ニ応セサル者ハ退職者ト
シテ議長戸長若クハ区長ヨリ其旨ヲ公告スヘシ

第四章 議則

第五章 常置委員

第三十条 連合町会ハ其議員中五人ノ常置委員ヲ撰任スヘシ

第三十一条 常置委員ハ常務二人ヲ定メ、戸長役所ニ於テ第廿二条ノ
旨ニ依リ事務ヲ執ル者トス

但、毎半ヶ月一人宛交代ス

第三十二条 常置委員ハ連合町会ノ議定ニ依リ、協議費ヲ以テ執行ス
ル方法順序並ニ協議費ノ出納ニ係ル事件ハ、常ニ其意見
ヲ述ヘ及ヒ臨時至急ヲ要スル経費ヲ議決シ、追テ通常会
ニ報告スルヲ得

第三十三条 常置委員ニ於テ議決スル臨時急施ノ支出金額ハ一事件ニ
付三百円ニ限ル、其以上ハ臨時總会ヲ要ス

第三十四条 常置委員ハ通常会ト臨時会トヲ間ハス、予テ実蹟評決シ
タル要領ヲ述ヘ、且議案ニ付其定見ヲ會議ニ報告スヘシ

第三十五条 常置委員會議ノ議長ハ委員中ヨリ時々之ヲ公撰シ、書記
ハ委員中ヨリ之ヲ兼子或ハ傭使スル「アル」ヘシ

第三十六条 常置委員ノ會議ハ毎月一回ト定メ、三人以上出席セサレ
ハ当日ノ會議ヲ開クヲ得ス、會議ハ過半数ニ依テ決ス、
但、議決ノ數ニ入ルヲ得ス

第三十七条 但、戸長或ハ区長ノ要ニ依リ、又ハ議長ノ意見ヲ以テ
會議ハ傍聴ヲ許ス

傍聴ヲ禁スルヲ得

第三十八条 議員ハ會議ニ當リ充分討論ノ権ヲ有ス、然レトモ人身上

之ヲ制止シテ其命ニ從ハサル者アルキハ、議長之ヲ議場
外ニ退去セシム、其強暴ニ涉ル者ハ警察官ノ処分ヲ請フ
ヲ得ル

第三十九条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長

之ヲ制止シテ其命ニ從ハサル者アルキハ、議長之ヲ議場
外ニ退去セシム、其強暴ニ涉ル者ハ警察官ノ処分ヲ請フ
ヲ得ル

但、會議ハ傍聴ヲ許サス

第廿七条 常置委員ハ月手当ヲ給ス、其額ハ連合町会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

但、月手当ハ常務員二人ニ限ル

第六章 開閉

第廿八条 通常会ハ毎年四月之ヲ開キ、会期ハ二十日以内トス、其開閉期日ハ戸長若クハ区長之ヲ定メ、十五日以前各議員ニ知達スト雖モ臨時会ハ此限ニ非ス

但、會議ノ都合ニ依リ、其筋へ届出延期スルアルヘシ

第廿九条 通常会期ノ外會議ニ附スヘキ事件アルトキハ戸長又ハ区長ハ臨時会ヲ開クアルヘシ

但、議員ニ於テ臨時会ヲ開カン「ヲ要スルトキハ、議員三分一以上ノ同意ヲ以テ戸長又ハ区長ニ開会ヲ請求スヘシ

第四十条 通常会臨時会共開閉ノ都度、其筋ニ届ケ出ヘシ

長崎区民規約

第一条 此規則ハ親睦ヲ旨トシ、其町ノ共同務ト共同費トノ取扱法ヲ定ムル者トス、○第二条 其町ニハ必ス正副総代人等ヲ置キ、該町内ノ便宜ヲ謀リ、其風俗ヲ正フル等万般ノ事ニ注意シ、兼テ学務・衛生委員及氏子総代人等トノ接続ヲ為スヘシ、○第三条 每町必ス諮詢主ヲ置キ、予テ正副総代人ノ監督ヲ兼シメ、會議ノ節ハ其会頭タルヘシ（但シ撰挙法及任期ハ都テ総代人ト同シ）、○第四条

共同務ハ総代人ヨリ各組頭工、各組頭ヨリ各戸主工伝ヘ、共同費ハ各戸主ヨリ各組頭工、各組頭ヨリ総代人ヘ托シ、諸般ノ事件都テ此順序ニ拠リ、交互施行スル者トス、○第五条 共同務便宜ノ為、各戸ヲ編伍シテ組合ヲ立、其申合ヲ以テ各戸資力ノ等差ヲ定メ、共同費ヲ支弁セシムルモノトス、○第六条 正副総代人ハ俸給ナシ、然レトモ一町内協議ヲ以テ、各其町内共同力務ニ係ル一人分ト共同務ニ係ル戸数平等割ノ三分ヲ除（受持株支出金額ノ内、本行ノ三分ヲ除其余金ハ尚本人ニテ支弁ス）、共同費ヲ以テ之ヲ償ヒ、組頭ハ其町ノ共同力務ニ係ル壱人分ヲ除キ、一町内ヨリ支弁セシメ、又総代人ハ共同務繁劇ノ節、三人以内ノ手伝人ヲ傭使シ、共同費ヲ以テ壹

〔『西海新聞』明治一三年一二月二二日付記事掲載分〕

③「長崎区民規約」及び「長崎区民規約取扱規則」
〔『西海新聞』明治一三年一二月二二日及び二四日付記事掲載分〕

人ニ付、一日金三十錢以内ノ賃金ヲ給スル事ヲ得、○第七条 每町ニ正副総代人各壹員ヲ置ク、其任期ハ何レモ満二年ニシテ、一町内戸主ノ投票ヲ以テ公撰シ、戸長之ヲ執行ス、満期ノ后改選ニ当選スルトキハ再任スル事ヲ得（但副総代人ハ其町ノ便宜ニ依リ、数人ヲ置クモ妨ケナシ）、○第八条 正副総代人ハ其町内人民資力等級中等以上ニシテ満廿五年以上ノ男戸主ニ限ル（但左ノ各款ニ触ル、者ハ総代人タル事ヲ得ス）

第一款 風癪白痴ノ者、○第二款 懲役実決ノ刑ヲ受、五年ヲ過サル者（国事犯ハ此限ニアラス）、及身代限ヲ経テ、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者、○第三款 諸官庁奉職者及教導職

長崎区民規約取扱規則

第一条 各戸組合ハ一町内ニテ五戸ヨリ下ラス拾五戸ヨリ上ラサル戸數ヲ連担又ハ対軒ニ於テ編結シ、其組合中人民ノ適宜ヲ以テ組頭一人ヲ選定シ、毎組必ス一町限リノ番号ヲ附ス、○第二条 各組合ハ必ラス左ノ申極ヲ為シ、其申極書正副式通ヲ作り、組合中ノ戸主連署シテ、一通ハ総代人工預ケ、一通ハ戸長役所へ届ケ置クヘシ

（書式）

何町第何ノ組々合申極書（用紙証券界紙）

第一条 一官制公議ノ定法ハ勿論、町内一結ノ契約相守、近辺睦間敷、徒党ケ間敷儀決テ相企間敷、組合中孝子・貞女其他ノ善行アルモノハ其實際ヲ見届ケ必ラス其筋ヘ届出ツヘク、亦ハ非常ノ災難ニ罹リ或ハ極貧・孤独・病身・渡世難渋ノ輩有之節ハ、互ニ力ノ及程世話可致事、○第二条 一組合内出生・死亡・養子縁組・転居・旅行・帰郷ノ出入、或ハ旅人・止宿・寄留ノ儀ハ、成規ノ

通り、其時々不意様届出、諸序ヨリ御尋ノ者決テ匿シ置間敷、都テ公議ノ規則ハ組内ヨリ互ニ心付、不相用輩有之ニ於テハ其筋ヘ届出可訴出事、○第三条 一諸官庁ヨリ布告・布達ノ趣、幼年・婦女或ハ右通達ノ節不在・病氣等ニテ承リ漏ノ輩ハ、組内ニテ互ニ承合示シ合、組合中家業相励ミ、幼年ノ者学問不意様互ニ可相勧事、右三ヶ条ノ申極書、明治何年何月幾日相定タル長崎区民規約ニ拠リ、今般当町総代人及ヒ戸長役所工此書面ヲ届ケ置、以後我輩家屋敷ニ他町村ノ者ヲ寄留セシメ、或家屋敷ヲ譲リ渡シ壳渡シ貸渡シノ約定セント欲スルトキハ、必ラス先此申極及当町内一統契約ノ趣ヲ申継キ、其寄留或ハ譲リ受・買受・借受人ヲシテ、此申極書及ヒ町内契約証工連印セシメタル后、其約定ヲ執行スヘキモノナリ

年号月日	何 番 戸	何 番 戸	何 番 戸	何 番 戸
年号月日追加	何 番 戸	何 番 戸	何 番 戸	何 番 戸

第三条 組頭選定或ハ改撰シタルトキハ其當選人ヨリ必ス総代人工届置クヘシ
(以下次号)

〔『西海新聞』明治一三年一二月二四日付記事掲載分〕

第二章 資力等差

第四条 町費ハ予テ毎戸出金受持株数ヲ定メ置、総金額ヲ其株数ニ
差分シ、各戸受持株数ニ乗シタル金額ヲ支出スル者トス、○第五条
各戸受持株ハ一町内ノ総株数ヲ分割ス、此分割法ハ其町中ノ地租金
(仮令ハ地租金百円何十銭ナレハ、円以下ヲ除テ百株トス) 壱円ヲ
一株トシ、又其戸数一戸ヲ一株トシ、其租金額ト戸数トヲ合算シ、
仮令ハ租金百円ニシテ戸数百戸ナレハ、其総株数ヲ二百株ト定メ、
其町各戸資力強弱ノ等差ニ応シテ、其総株数ヲ分割シ、各自受持株
数ヲ定ム、○第六条 掛持地主ノ受持株数ハ其地租金高ニ応シテ之
ヲ定メ、一円ヲ一株トシ端数モ亦一株ニ算ス、○第七条 各戸受持
株高配当スルニ方リテハ、各組頭之力鑑定人トナリ、毎年一月・七
月中各組頭ノ協議ヲ以テ之ヲ改正シ、各戸主ノ承諾印ヲ取り、総代
人及戸長役所ヘ届置ヘシ

　　証(共有物預ケ書式)(用紙証券界紙)
　　一何品
　　一何品
　　但附属品トモ
メ何品若干

右者、明治何年何月何日相定タル長崎区民規約二則トリ、本条ノ
共有物逸々検査ヲ遂ケ、総代人某(或ハ町内某)工預ケ置候處、
相違無之候、仍テ為証明銘々連署致シ置候也
　　年号月日
　　町内總連印

(書式)

何町中共同務共同費ニ係ル契約証(用紙証券界紙)

一今般明治何年何月何日相定タル長崎区民規約二則トリ、當町共
同務共同費ニ係リ契約スル定款左ノ如シ

第八条 会議ハ分ケテ二類トス、総株主ノ会議ヲ総会議トシ、組頭
会ヲ組会議トス、○第九条 会議ハ其町定員ノ過半集合スレハ直チ
ニ開議シ、決ハ同意ノ多數ニ拠ル、然レトモ費用ニ関スル事件ハ參
会人ノ総持株ヲ合算シテ、其町中株高ノ半ヲ過レハ議ヲ開クヲ得、
其株数過半ノ同意ヲ以テ決ヲ表ス、同意人ノ株数同数ナルトキハ賀
問主ノ同意スル所ニ決シ、動議三説以上ニシテ過半ノ同意ヲ得サル
トキハ、其中同意多數ナルニ説ヲ採り、投票ヲ以テ之ヲ決ス、○第
十条 会議ハ都テ総代人ヨリ諮問主ニ諮リ之ヲ開ク者トス(但組頭
其他戸主各人數三分以上又ハ受持株数三分以上持主ノ要求ニ依リ開
クヲ得)、○第十二条 会頭病氣・事故等ニテ差問アルトキハ、

開会当日出席各戸主ノ内ヨリ臨時公撰シテ、其欠ヲ補フ、○第十二条
其町ノ共同務・共同費取扱法ノ細目ハ会議ノ決ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 書式

第十三条 凡ソ其町内共有物其他翌年度ノ定費予算表ハ、会議ノ決
ヲ以テ總株主連印ノ上、總代人得工預ケ置ヘシ(但契約改正増除及
共有物ノ増減ハ尚本条ノ通執行スヘシ)

金何拾円 何町一ヶ年共同費予算
内 訳

金何円 會議用
金何円 筆墨紙代
金何円 町用手伝人給
金何円 下水溝掃除用
金何円 街灯及ヒ油代
金何円 公衆便所修繕用
金何円 氏神諏訪社社費
金何円 予備
或ハ夜廻リ番人給消防組費其他之レニ準ス（但此契約ノ外神仏祭礼及寄附金・諸興行・花吉凶ノ贈答等ハ各自ノ適意ニ任セ、強テ徵収スルヲ得ス）

年号月日

右契約ヲ證明スル為、銘々連印致候也、
年号月日

何番戸	何	某	印
何番戸	何	某	印
何番戸	何	某	印
其他前ニ準スヘシ			

以上、当町総株數幾百幾十株ニ割合一株ニ付何円何十錢何厘何毛余ノ処、其端数ヲ繰上ケ一株ノ支出金ヲ何円何十錢ト定メ、残金

何程ハ予備金ニ加工テ端欠損耗ノ補ニ供ス

第五章 職制

総代人

一町内ヨリ之ヲ公撰ス 壱名

一布告布達ヲ保存シ人民ノ便覽ニ供スル事
一道路修繕等ノ土功ニ関与スル事

一共同務共同費取扱都テ一町内共同用ニ対シ、其総代主任タル事

一其町人民ノ内吉凶其他祭礼等ニ托シ、猥ニ出費ヲ促ス者等有之時

ノ金高一件何円迄正副総代人ノ協議ニ任セ、其以上何円迄ハ
組會議ヲ以テ決シ、又其以上ニ及フトキト予備金増額ヲ要ス
ルトキハ、総會議ヲ以テ更ニ其法方ヲ立ツヘシ

第二款 前頭定費金ハ毎半季、或ハ毎年其翌半季、或ハ翌年分

ヲ日々、或ハ月々各戸ヨリ各組頭方工纏メ、各組頭ハ其集金

ヲ毎月何日限り総代人工納メ、総代人ハ予テ（銀行）（何町
何某）工預ケ置キ、其仕払ノ決算ヲ毎年一月・七月総会ヲ以

テ報告スベシ
一町内ヨリ之ヲ公撰ス 一名

一會議ヲ總轄シ、兼テ正副総代人ノ事務ヲ監察シ、其町万般ノ事件

ニ付、或ハ諮詢シ、或ハ督責スルヲ掌ル

第三款 当町内ノ各戸主及ヒ家屋敷持主ニ於テ、他人ヲ寓宿セ

組頭 每組ニ於テ之ヲ公撰ス 定員ナシ
一都テ正副総代人ノ指揮ヲ領受シ、或ハ組会議ヲ開キ、或ハ其町百
般ノ事件ヲ流達セシムル「
一其町各戸ノ等差ヲ鑑ミ、資力ヲ調査スル事

(畢)